

重要事項説明書（平成 28 年 2 月 1 日現在）

1 事業者

名 称	社会福祉法人 遍照会
所在地	岡山県倉敷市西阿知町 4 6 5 - 1
連絡先	0 8 6 - 4 6 5 - 1 7 2 8
代表者氏名	大原 正義
定款の目的に定めた事業	第 2 種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営 (ロ) 一時預かり事業の経営 (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営 (ニ) 障害児通所支援事業の経営 (ホ) 小規模保育事業の経営
設立年月日	昭和 36 年 4 月 13 日

2 施設の目的

施設の目的	本園は児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的にします。
運営方針	以下の理念・方針・目標に基づき運営します。 【保育理念】 ○私たちは、児童福祉法に基づき保育が必要な乳幼児の保育を行います。 ○私たちは、子どもの人権と主体性を尊重し、児童の幸福のために、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に進め、あわせて家庭支援を行います。 ○私たちは、児童の福祉を積極的に進めるために、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため、知識の修得と保育技能の向上に努めます。 ○私たちは、常に社会性と良識をたかめることに研鑽を重ね、職員相互において努力します。 【保育目標】 生きる力の基礎を培う 【保育方針】 ○家庭的な雰囲気の中、異年齢児との交流をもち、いたわりや思いやりを育てる。 ○一人一人の発達段階に合わせ、基本的な生活習慣を身につける。 ○家庭や地域との交流を図り、相互理解に努める。

3 保育園の概要

施設の種類	認可保育所
名称	東大沢保育園
所在地	埼玉県越谷市東大沢 4 丁目 31- 1

認可等年月日	認可日	平成28年4月1日	確認日	年 月 日
電話番号	048-940-3037			
施設長氏名	大原 正裕			
定員(年齢別)	90名(0歳児6名・1歳児12名・2歳児18名・3歳児18名・4歳児18名・5歳児18名)			
職員数	19名			
取扱う保育事業の種類				
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育の内容の向上に努めています。			
第三者評価の概要	5年に1度受審します。第三者評価を受審した際の結果は公開します。また、保育園玄関内にも常置し閲覧できるようにします。			
職員への研修の実施状況	保育の質の向上のため職員研修に力を入れます。年間研修計画に基づき実施します。園内研修と外部研修の参加を積極的に行います。			
嘱託医	内科医	桃木 俊郎	歯科医	上村 英之

※ 自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。

4 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

提供日	月曜日から土曜日まで
提供時間	保育標準時間 7:30～18:30 の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、18:30～19:00 の間で延長保育を行います。 保育短時間 8:30～16:30 の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、7:00～8:30 と 16:30～19:00 の間で延長保育を行います。
提供しない日	日曜日・国民の祝日(12月29日～1月3日まで) ※保育園の管理運営上、臨時に休園する場合があります。

※ 実際にお子さんを預かる時間は、家庭の状況や就労など保育を要する時間により異なりますので、個別に保護者の方と保育園との間で、協議を行います。

※ 延長保育の利用に際しては、月額利用者負担額のほかに別途費用が必要になることがあります。

5 施設の概要

敷地	面積1283.24㎡(すべて民有地を借用)		
建物	木造2階建て	延べ床面積	565.81㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室 1室 23.18㎡	調理室	21.59㎡
	保育室・遊戯室 5室 256.89㎡	調乳室 2㎡	医務室 2.47㎡
	屋外遊戯場 923.03㎡	幼児用トイレ	16個
設備の種類	冷暖房、二重サッシ、駐車場(9台)		
安全保障	全私保連園賠償保険加入		

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	直接雇用		派遣	備考
					有期	無期		
施設長	1人	保育士 1人			人	人	人	
主任保育士	1人	保育士 1人			人	人	人	
保育従事職員	6人	保育士 6人	10人	保育士 8人	10人	6人	人	
調理員 (外部委託)	2人	調理師 2人	2人	調理師 人	人	人	人	
事務員	1人		人		人	1人	人	

※ 「越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）」に定められた基準を遵守し、保育の提供に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

7 保育計画

クラス	保育計画
0歳児（ふたば）	保育士と一緒に遊びながら、身体的機能や知的好奇心が育つようにします。個々の生活のリズムで生活のリズムを把握し、安定した保育園生活を過ごせるようにします。
1歳児（つぼみ）	自分の好きな遊びを選んで、じっくりと座って遊べるようにします。自分でできることを、少しずつ言葉を添えて援助をし、自分でしようとする意欲が育つようにします。
2歳児（すずらん）	はじめからおわりまで自分で選ぶ、遊ぶ、片付けることで、「できた」喜びが育つようにします。生活習慣の自立に向けて言葉を添えて援助をし、自分でしようとする意欲が育つようにします。
3歳児（もも）	友だちとかかわって友だちと遊ぶ楽しさや、ルールを守る大切さを感じられるようにします。自分の身の回りのことを準備から片付けまで、自分でできるようにします。
4歳児（たんぽぽ）	友だちと協力しながら自分の思いを伝えたり、友達の思いを受け入れられるようにします。生活の見通しをもって生活のルールを守り、自分で考えて行動できるようにします。
5歳児（さくら）	やり遂げる喜びや想像を膨らませ、話し合ったり、協力し合い、自分たちで遊びを進めていきます。就学に向けて生活習慣を確立し、就学への期待を持って生活ができるようにします。

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

クラス	活動内容
0歳児	一人ひとりの家庭のリズムを大切にしながら、少しずつ生活リズムを整え、1歳2～3ヶ月をめどに1・2歳児の時間と同じになります。
1・2歳児	7:00～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び・リズム遊び・戸外遊び・絵本読み聞かせ 11:00～ 昼食 12:30～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00～ 保育終了
3・4・5歳児	7:00～ 保育開始、順次登園 9:30～ 自由遊び・コーナー遊び 10:00～ クラス活動・運動活動・造形活動・音楽活動 11:30～ 昼食 13:00～ 午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び

	19:00～ 保育終了
土曜日	7:00～ 保育開始、順次登園
※土曜日保育は異年齢児合同保育となります。	9:30～ 自由遊び・コーナー遊び
	11:00～ 昼食
	12:00～ 順次降園、午睡
	15:00～ おやつ
	16:30～ 順次降園、自由遊び
	19:00～ 保育終了

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある鷺高第五公園、鷺^{さぎしろ}後^{かとりじんじや}香取神社などにお散歩に行きます。

9 給食等

昼食・おやつ等	保護者の方へは、前月末ごろに翌月の献立表をお配りします。 (今月の献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等への対応	使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。 ご相談の上、除去するなどの対応をとります。 食物アレルギーの例) 小麦・牛乳・卵・大豆・エビ・カニ・果物など
衛生管理等	給食施設設置届を管轄保健所へ届出します。(平成28年4月1日届出予定) 水質検査を年1回実施しています。 調理員及び保育従事職員は、毎月検便を行っています。

10 健康診断等

(1) 健康診断

全園児	毎年2回、嘱託内科医が健診をします。 健診の結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。
-----	---

(2) 歯科検診

全園児	毎年1回、嘱託歯科医が健診をします。 健診の結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。
-----	---

(3) 身体測定

全乳幼児	0・1・2歳児は毎月1回、3・4・5歳児は2ヶ月に1回、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。
------	--

※ その他、お子さんの日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

※ 乳幼児の体調に異常等が見つかった場合、事業者は保護者に詳細を説明するとともに、保護者の相談に応じる。

11 保育園利用に伴い保護者が負担する費用

(1) 月額利用者負担額(保育料)

保育園の利用に伴い、月額利用者負担額(保育料)をご負担いただきます。月額利用者負担額

については、市町村民税額に応じて、保護者の居住地のある市町村が算定することになります。

8月までの利用者負担額は、前年度分市町村民税（前々年1月～12月の収入から算定された税額）により算定され、9月以降の利用者負担額は、当年度分の市町村民税額（前年1月～12月の収入から算定された税額）により算定されます。

(2) その他の費用

(1)に掲げる利用者負担額（保育料）のほか、次の費用をお支払いただきます。

- ① 随時の延長保育料 ※保育標準時間認定有料延長保育
(7:00～7:30・18:30～19:00 ご利用1回毎250円)
※保育短時間認定有料延長保育
(7:00～7:30・18:30～19:00 ご利用1回毎250円)
(17:30～18:30 ご利用時間1回毎250円) ※有料保育
- ② 主食代（3歳以上） 1,000円（毎月）
- ③ 寝具リース代 1,000円（毎月） ※自分で用意する方はありません。
- ④ 独立行政法人日本スポーツセンター「災害給付」加入金 300円（年間）
- ⑤ 行事参加代 そのつど計算し請求します。

12 費用の支払方法

(1) 月額利用者負担額（保育料）

月額利用者負担額（保育料）については、居住地のある市町村へのお支払となります。
越谷市にお住まいの場合、お支払方法は以下の方法があります。

- ① 口座振替払（毎月末日に引落とし。越谷市指定の口座振替依頼書の提出が必要です。なお、口座振替の場合の領収書については、毎月発行ではなく、翌年の4月頃に一括額で越谷市から発行されます）
- ② 納付書払（指定の納付書が発行されます。納期限は原則、毎月末日です。）

(2) 延長保育料

延長保育料については、利用実績に応じて月単位で計算し請求しますので、毎月10日までに集金袋にて現金にてお支払ください。

(3) 主食代

主食代については、毎月7日までに集金袋にて現金にてお支払ください。

(4) 日用品費、行事参加代

日用品費、行事参加代の実費徴収に係るものについては、そのつど計算し請求しますので、集金袋にて現金にてお支払ください。

13 保育園入園に当たり保育園に提示・提出していただく書類

(1) 子ども・子育て支援支給認定証

保育園に持参し、提示してください。入園時に限らず、保育園入園中は、必要に応じて支給認定証の提示を求められることがあります。

(2) 保護者の方の連絡先を明確にするもの

(3) お子さんの体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録やアレルギー等）

(4) お子さんの食事の好みや生活習慣を知るもの

14 入園に当たり保護者の方が用意するもの

「保育園入園準備」をご参照ください。

15 保育園と保護者の連絡について

(1) 保育園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。

体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況などお子さんの様子を、保育園側はもちろんですが、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。

(2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(3) 連絡帳や園だよりのほか、掲示板等に随時お知らせ等を掲示しますので、確認してください。

16 保護者懇談会について

年に2回、保護者懇談会の開催を予定しています。

保育園からは行事やできごとに関することについてお知らせをし、保護者同士、保護者と保育士の懇談の時間を持ちます。

17 保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

慣れ保育	利用当初は、環境の変化から、子どもたちは心身ともに疲労しやすくなります。心身の負担を軽くし、円滑に保育園の環境に慣れることができるよう、利用当初は保育時間を短くします。
欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、8:30までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなります。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 なお、0～2歳児については毎朝、連絡帳に体温と健康状態の記入をお願いします。
感染症に感染した場合	はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。 なお、感染症に感染していない場合でも、保育園における感染症流行の防止のため、登園自粛をお願いすることがあります。
発熱のある場合	熱が38.0度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき、行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
送迎時のお願い	子どもの安全を守るため、次のことをお願いします。 保護者の責任において送迎を行ってください。送迎の際は、保育士がお子様の登降園を確認できるよう、必ず保育士にお声かけいただきと共、「登降園名簿」に登園時間、退園時間を記入いただきますようお願いいたします。両親以外の方に送迎をお願いされる場合は、事前にその方のお名前と続柄をお知らせください。
退園する場合	退園届をご提出ください。
支給認定申請(兼)利用申込書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成・保育必要量(標準時間又は短時間)・就労状況等の変更の場合は、「子ども・子育て支援支給認定変更申請書(兼)内容変更届」・「支給認定証」をご提出ください。

18 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子さんのかかりつけ医への連絡や嘱託医への連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	医療機関の名称 桃木診療所 所在地 越谷市越ヶ谷本町6-6 (電話番号) 048-965-2040
嘱託歯科医	医療機関の名称 かみむら歯科・矯正歯科クリニック 所在地 越谷市相模町3-246-1 (電話番号) 048-988-1182

19 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	越谷市消防署に 開園までに届出予定 防火管理者 氏名 大原 正裕			
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を月1回実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	東大沢保育園園庭	第2避難場所	鷺高第五公園

20 保険の加入

賠償責任保険	1事故	10億円
	1名につき	2億円

21 保育内容に関する相談・苦情

- (1) 東大沢保育園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	保育園管理者 氏名 大原 正裕
相談・苦情受付担当者	氏名 樋口 恵都
第三者委員	氏名 小谷 浩二 (役職 社会福祉法人福德会理事長)
	氏名 細川 真吾 (役職 有限会社 ホソカワシュピールバーレン 代表取締役)
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
保育園電話番号	048-940-3037

- (2) 当保育園以外の越谷市の相談・苦情窓口

当保育園のほかに、次のとおり、越谷市の相談・苦情窓口があります。

- ① 越谷市子ども家庭部子ども育成課

所在地	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話番号	048-963-9157 又は 048-963-9167

- ② 越谷市福祉保健オンブズパーソン

概要	福祉保健オンブズパーソンは、市が行う福祉保健サービスや市の福祉保健施策に基づき事業者が行う福祉保健サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し、迅速な問題解決を図るための制度です。オンブズパーソンとして、福祉保健関係を専門とする大学教員や弁護士が選任されています。
申立窓口	越谷市福祉部社会福祉課 (越谷市越ヶ谷四丁目2番1号) 048-963-9320

※ 裁判等で係争中のものやすでに判決等のあったもの、行政不服審査法により審査請求を行っているものやすでに確定しているもの、施設建設等の要望や本人のサービス適用に結びつかない制度の改善などの要望、苦情の原因となる事実のあった日の翌日から起算して1年を経過したもの等については、オンブズパーソンの申立の対象になりません。

(3) 埼玉県運営適正化委員会

越谷市の相談・苦情窓口のほかに、埼玉県の相談・苦情窓口があります。

概 要	埼玉県運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に規定されている機関です。福祉サービスの苦情について相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどを行います。公正に、また、多様な事例に対し適正に対応するため、委員は、「社会福祉に関し学識経験を有する者」、「法律に関し学識経験を有する者」、「医療に関し学識経験を有する者」の各分野から選任されています。福祉サービスに関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則ですので、まずは(1)や(2)に掲げる相談窓口にご相談下さい。(1)や(2)に掲げる相談窓口にご相談しても解決しない場合、相談することに支障がある場合は、運営適正化委員会へご相談ください。
所 在 地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階
相 談 専 用 電 話 番 号	048-822-1243

22 個人情報の取扱いについて

保育園が業務上知り得たお子さんや保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供することがあります。

- ・子ども・子育て支援法による支給認定に関し、市町村へ必要な情報提供を行うこと。
- ・他の施設・事業所へ転園する場合や兄弟姉妹が他の施設・事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

また、日々の保育の必要に応じて、誕生表や写真、お子さんの名前が記入してあるものなど、保育園内に掲示することがあります。